

ID: 274

担当部署: 上下水道局

処分の概要	指定の更新		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市排水設備指定工事店等に関する規則 第9条第1項		
例 規 番 号	平成30年上下水道局規則第157号		
【根拠条文】 (指定の更新) 第9条 指定工事店が、指定有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、市長の指定する日までに排水設備指定工事店指定申請書(更新)を市長に提出しなければならない。 2 前項の申請書に添付又は提出する書類等については、第4条第2項の規定を準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 30 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日